

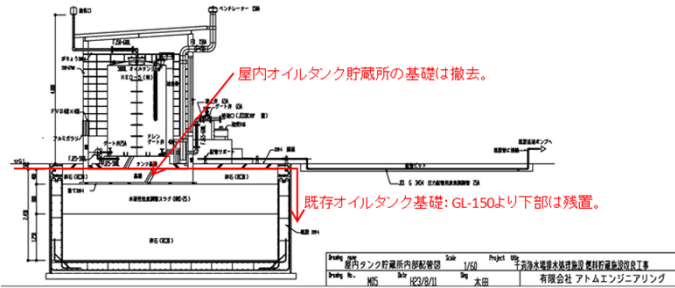
千苧浄水場排水処理施設整備事業 入札説明書等に関する質問への回答

(令和元年5月29日)

No.	資料名	頁	項目	質問内容	回答
1	入札説明書	P4	第3-2-(2)①	設計業務を行う管理技術者として、技術士の「上下水道部門」資格者が求められておりますが、選択科目は「上水道及び工業用水道」、「下水道」いずれでも配置可能との理解でよろしいでしょうか。	「上水道及び工業用水道」とします。
2	入札説明書	P5	第3-2-(2)①	一級建築士事務所の登録は、本件入札参加申請を行う営業所(大阪)で登録がなくとも、本社(東京)で登録を行っていただければ問題なしとの理解でよろしいでしょうか。	結構です。
3	入札説明書	P5	第3-2-(2)②	施工業務、運転管理業務を行う構成企業の要件として、各々会社実績が求められておりますが、証明資料は様式2-9(添付資料提出確認書)の第12項(業務実績を証明できる資料)にファイルして契約書、仕様書等の写しを提出すればよろしいでしょうか。	結構です。
4	入札説明書	P15-16	第5-5-(1)②	◇施行期間中ならびに運転管理期間中の保険のてん補限度額について。 ・てん補限度額は対人1名あたり1億、1事故あたり10億円以上の付保となっておりますが、複数契約で、てん補限度額を満足することでもよろしいでしょうか。	要件を満たせばよいものとします。
5	入札説明書	P15-16	第5-5-(1)② 第5-5-(2)	◇施行期間中ならびに運転管理期間中の保険の免責金額について。 ・免責金額は1事故あたり10万円となっておりますが、当社の賠償包括保険では、免責金額を100万円としています。不足分(てん補限度額90万円、免責10万円)を別途保険手配することでも問題が無いでしょうか。	要件を満たせばよいものとします。
6	要求水準書	P6-7	第2-1-(3)②	機械設計者は、排水処理設備(いわゆる汚泥脱水機設備)を設計するものとの理解でよろしいでしょうか。 その場合、同項(ウ)や(エ)に示された大学や高等学校の「専門課程」とは、国土交通省が定めた機械器具設置工事業に係る指定学科(建築学、機械工学、電気工学)を示すとの理解でよろしいでしょうか。	機械設計者は、プラントを含めた機械設備を設計する者です。 機械設計者の専門課程とは、機械工学です。
7	要求水準書	P9	第2-3-(1)	詳細な性状・成分分析が目的になりますが、現地にて採水させて頂けないでしょうか。	本事業の入札参加表明書受付後に採水の機会を設けます。
8	要求水準書	P11	第2-3-(2)	沈澱池近隣に設置されている汚泥ポンプ盤は、今回更新範囲外との理解でよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。
9	要求水準書	P12	第2-3-(2)-②	排水処理設備に関する信号が、管理棟中央管理室の中央監視装置に表示されておりますが、信号項目の変更・追加が必要な場合は本事業範囲内との理解でよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。
10	要求水準書	P12	第2-3-(3)	地下部RC造＋上部重量鉄骨造 についても、①設計諸元 ア 構造 にある「重量鉄骨造」に該当するという認識でよろしいでしょうか。	結構です。
11	要求水準書	P13	第2-3-(3)	発電機棟及び特高受電室へ通行する車両のサイズをご教示お願いいたします。	中型トラックです。
12	要求水準書	P13	第2-3-(3)②	既存の貯留ホップの撤去に際し、GLより下部の基礎は残置すると考えてよろしいでしょうか。 撤去が必要な場合は基礎形状のわかる資料をご提示下さい。また、基礎の形状により解体する際、敷地境界(河川側)をこえて影響が出る場合があり、関係諸官庁との協議が必要となります。 対策については別途協議でよろしいでしょうか。	原則GL-1.5m程度まで撤去してください。 事業実施に必要な業務は事業者の責にて実施してください。

千苧浄水場排水処理施設整備事業 入札説明書等に関する質問への回答

(令和元年5月29日)

No.	資料名	頁	項目	質問内容	回答
13	要求水準書	P13	第2-3-(3)②	<p>既設の屋内タンク貯蔵所の撤去に際し、GLより下部にある既存コンクリート(旧オイルタンクの基礎)は残置するものと考えてよろしいでしょうか。</p> 	<p>原則GL-1.5m程度まで撤去してください。 なお、撤去後の安全性を十分に確保してください。</p>
14	要求水準書	P14	第2-3-(4)③	<p>移設するケーブル(高圧, 伝送, 光等)の離線・再接続時, 浄水場の運用に影響がないようにするために, 考えられる全ての機器・システムに関する影響範囲の確認及び, それに基づく作業手順書の作成は, 受注者の責との理解でよろしいでしょうか?</p>	<p>ご理解の通りです。</p>
15	要求水準書	P15	第3-1-(3)①	<p>本施工業務に専任で配置する監理技術者は, 機械器具設置工事又は水道施設工事に係る資格者でよろしいでしょうか。</p>	<p>結構です。</p>
16	要求水準書	P15	第3-1-(3)①	<p>施工業務に配置する監理技術者(主任技術者)は工場製作期間と現場期間を別々の技術者とし, 現場着工時に途中交代をさせてもよろしいでしょうか。</p>	<p>契約書(案)第27条のとおりです。</p>
17	要求水準書	P15	第3-1-(3)①	<p>施工業務において工種ごとに配置する補助員(主任技術者)は, 下請工事業者から配置しても問題ないとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>契約書(案)第27条のとおりです。</p>
18	要求水準書	P19	第3-3-(7)	<p>仮設現場事務所は, 浄水場内に設置可能と考えますが, 借地費用の要否, 借地費用の単価(m²・月当たりの金額)をご教示お願いいたします。</p>	<p>仮設現場事務所設置時における市との協議となります。</p>
19	要求水準書			<p>弁類についてはJIS規格を使用しますので, 日本水道協会の検査証明は不要と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>JIS規格品については検査証明は不要です。</p>
20	落札者決定基準	P7	事業実施に関する項目-1	<p>同種工事施工実績は, 浄水場において企業が有する排水処理汚泥脱水設備の件数と規模が評価されるとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>配置技術者実績とは, 様式2-6に記載する管理技術者及び様式2-7に記載する施工監督技術者が同様に評価を受けるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>同種工事施工実績は, ご質問のとおりに限定するものではありません。 配置技術者についてもご質問のとおりに限定するものではありません。 事業期間中に配置される技術者を評価します。</p>
21	様式集	P16	様式2-7	<p>「施工監督技術者配置予定調書」には, 要求水準書P.15, 第3-1-(3)-①-アに示された専任の監理技術者のみ記載すればよく, 同項イに示された工種ごとの主任技術者に係る調書は, 入札参加申請時点では提出不要との理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解の通りです。</p>